

株式会社横浜銀行の サステナブル預金フレームワークに係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社横浜銀行の「サステナブル預金フレームワーク」に対する第三者意見書を提出しました。

<要約>

株式会社横浜銀行（横浜銀行）は、前身の横浜興信銀行が設立された1920年以来、一貫して地域経済の発展・安定のためにその責務を果たしており、現在、顧客のサステナビリティ経営戦略を支援し、地域企業の持続的成長に貢献するサステナブルファイナンスに積極的に取り組んでいる。

2030年を目標年とする持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）の達成に向けて、横浜銀行ではこれまでにポジティブ・インパクト・ファイナンス及びサステナビリティ・リンク・ローンに係るフレームワーク等を策定し、サステナブルファイナンスを推進してきたが、これまでの取り組みをさらに発展させ、環境・社会・経済の総合的な発展に資する取り組みが必要であると考えている。

このような課題意識に基づき、今般、横浜銀行は、社会課題解決に資する資金循環を実現するため、サステナブル預金フレームワークを策定した。本フレームワークによる調達資金は、外部評価を取得したグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティ・リンク・ローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンスにのみ充当される。

横浜銀行は、預金残高と資金用途となる投融資残高を管理し、後者が上回る状態を維持するほか、本預金残高が存在する限り、毎年3月末を基準日とし、毎年8月頃にインパクトレポートを実施する予定である。

JCRは、本フレームワークの適合性について、環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方で示されたインパクトファイナンス¹の定義を参照し、本フレームワークはその全ての定義を満たすことを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

¹ 環境省 インパクトファイナンスの基本的考え方 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/114284.pdf>

第三者意見

評価対象：株式会社横浜銀行
「サステナブル預金フレームワーク」

2026年3月19日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要	- 4 -
1. フレームワーク作成者の概要	- 4 -
1-1. 会社概要	- 4 -
1-2. 経営理念体系	- 4 -
1-3. サステナビリティに関する方針	- 4 -
1-4. サステナビリティに関するガバナンス体制	- 5 -
1-5. マテリアリティ	- 6 -
1-6. サステナブルファイナンス等の目標	- 6 -
2. 本フレームワーク作成の目的	- 7 -
3. 本フレームワークの概要	- 8 -
3-1. 本預金の概要	- 8 -
3-2. ファイナンスにおける資金使途	- 8 -
3-3. 本フレームワークにおける評価プロセス	- 8 -
3-4. 本フレームワークにおける資金管理	- 8 -
3-5. 本フレームワークにおけるレポートニング	- 9 -
II. 本フレームワークに係る適合性評価	- 10 -
III. 結論	- 11 -

<要約>

株式会社横浜銀行（横浜銀行）は、前身の横浜興信銀行が設立された 1920 年以来、一貫して地域経済の発展・安定のためにその責務を果たしており、現在、顧客のサステナビリティ経営戦略を支援し、地域企業の持続的成長に貢献するサステナブルファイナンスに積極的に取り組んでいる。

2030 年を目標年とする持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の達成に向けて、横浜銀行ではこれまでにポジティブ・インパクト・ファイナンス及びサステナビリティ・リンク・ローンに係るフレームワーク等を策定し、サステナブルファイナンスを推進してきたが、これまでの取り組みをさらに発展させ、環境・社会・経済の総合的な発展に資する取り組みが必要であると考えている。

このような課題意識に基づき、今般、横浜銀行は、社会課題解決に資する資金循環を実現するため、サステナブル預金フレームワークを策定した。本フレームワークによる調達資金は、外部評価を取得したグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティ・リンク・ローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンスにのみ充当される。

横浜銀行は、預金残高と資金使途となる融資残高を管理し、後者が上回る状態を維持するほか、本預金残高が存在する限り、毎年 3 月末を基準日とし、毎年 8 月頃にインパクトレポートを実施する予定である。

JCR は、本フレームワークの適合性について、環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方で示されたインパクトファイナンス¹の定義を参照し、本フレームワークはその全ての定義を満たすことを確認した。

¹ 環境省 インパクトファイナンスの基本的考え方 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/114284.pdf>

I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

1. フレームワーク作成者の概要

1-1. 会社概要

横浜銀行は、地元預金者の救済、地域経済の安定を使命として1920年に設立された横浜興信銀行が前身である。関東大震災、昭和初期の金融恐慌などの荒波を乗り越え、1945年、神奈川県唯一の地方銀行となって終戦を迎え、その後、1957年に行名を横浜銀行に改めた。2016年には、東日本銀行と経営統合し、新たな金融グループであるコンコルディア・フィナンシャルグループを立ち上げ、横浜銀行は当該グループの完全子会社となった。2025年10月、親会社の商号をコンコルディア・フィナンシャルグループから横浜フィナンシャルグループ（横浜FG）へと変更した。横浜銀行は、総資産22兆3,370億円、預金18兆5,621億円、貸出金14兆7,833億円（いずれも単体、2024年度末時点）を誇る地方銀行である。

1-2. 経営理念体系

横浜FGは、図1の経営理念体系をグループ経営の基本とし、企業活動をしていくうえでの拠りどころと位置づけている。経営理念体系は、経営理念（MISSION）、長期的にめざす姿（VISION）、すべての役員が共有すべき価値観・行動指針（VALUE）から構成されている。

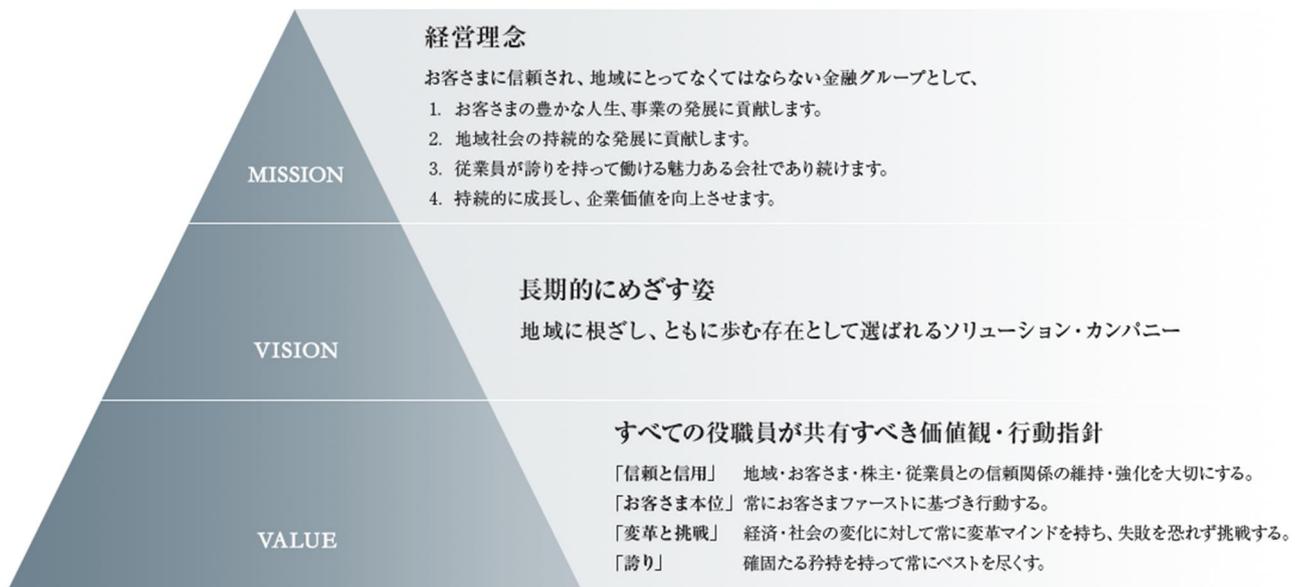


図1：横浜FGの経営理念体系²

1-3. サステナビリティに関する方針

横浜FGは、グループサステナビリティ方針として、経営理念に基づき、持続的な企業価値の向上を実現し、本業を通じて社会的課題を解決するとともに、地域の一員として地域貢献活動に取り組むことにより、社会の持続的な発展に貢献することを掲げている。また、当該方針のもと、横浜FGは、各取り組みについてステークホルダーと対話し、積極的な情報開示を行うこととしている。

² 横浜FG ウェブサイト <https://www.yokohamafg.co.jp/company/idea/index.html>

さらに、横浜 FG は、グループサステナビリティ方針に基づき、図 2 のとおり、2030 年度までの「サステナビリティ長期 KPI」を設定している。なお、「サステナブルファイナンス」の目標達成や外部環境の変化を踏まえて、取り組みを一層進めるため、2023 年 6 月に「サステナビリティ長期 KPI」を一部上方修正した。



※1 横浜 FG の環境・社会分野を資金使途とする投融资、SDGs への取り組みを支援または促進する投融资（環境分野ファイナンスは環境分野を資金使途とする投融资）の 2019 年度から 2030 年度までの実行額（累計）。

※2 グリーンファイナンスより名称を変更し目標額を引き上げ。

※3 横浜 FG の実施する各種金融セミナーや職場体験・出張授業などの受講者およびウェブサイト「はまぎん おかねの教室」、「東日本銀行 おかねの教室」への訪問者（ユーザー）の 2019 年度から 2030 年度までの合計人数。

図 2：横浜 FG のサステナビリティ長期 KPI³

加えて、横浜 FG は、グループサステナビリティ方針のもと、地域社会の環境の保全・保護をはかっていくうえでの行動指針として「グループ環境方針」、地域社会のあらゆるステークホルダーの人権を尊重するための行動指針としての「グループ人権方針」、横浜 FG 及びその従業員が自発的・主体的に社会貢献活動に参加するための「グループ社会貢献活動方針」などを定めている。

1-4. サステナビリティに関するガバナンス体制

横浜 FG は、代表取締役社長を委員長とするグループサステナビリティ委員会を設置している。当該委員会では、国内外の情勢を踏まえつつ、サステナビリティに関する各種取り組み方針や事業におけるリスクと機会のほか、サステナビリティに関する重要な事項等について審議するとともに、取り組み方針に基づいてアクションプランを策定し、進捗状況等を管理している。グループサステナビリティ委員会の活動内容は、3 か月に 1 回程度、取締役会に報告され、取締役会がサステナビリティに係る取組状況を監督している。

また、横浜 FG は、2022 年度よりサステナビリティ分野の外部有識者をグループサステナビリティ委員会の外部委員として招聘し、審議事項に対する助言・提言などを受けることで、社外の専門的な知見をサステナビリティの取り組みに反映している。

³ 横浜 FG ウェブサイト <https://www.yokohamafg.co.jp/csr/sustainability/sdgs/index.html>

1-5. マテリアリティ

横浜 FG は、前述のサステナビリティ関連の方針に基づく具体的な取り組みを推し進めるために、地域社会のサステナビリティをめぐる諸課題について、ステークホルダーにおける重要度と横浜 FG における優先度の観点から検証・議論し、取締役会における審議を経て、マテリアリティ（優先的に解決すべき重要課題）として特定している。

具体的には、図 3 のとおり、「地域企業の持続的成長」、「少子高齢化の課題解決」、「人的資本経営と人権の尊重」、「デジタル社会の形成」、「環境の保全・保護」及び「地域経済成長への貢献」の 6 つのマテリアリティを特定している。これらのマテリアリティに基づいたリスクや機会を事業戦略に反映して事業を推進するとともに、ステークホルダーとの価値協創を通して、地域社会の持続的な発展と横浜 FG の持続的な成長を実現していくことで、「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」をめざしている。

マテリアリティ	機会とリスク		おもな中計KPI
地域企業の持続的成長	機会	企業の経営課題の多様化・高度化に伴う戦略ソリューションニーズの増加・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業融資平残 ■ 中小企業融資平残 (神奈川県内・東京都内) ■ 法人預金平残
	リスク	伝統的な貸出を中心としたビジネスモデルからの脱却の遅れによる競争力低下、産業構造の変化等への対応不足に伴う企業業績悪化	
少子高齢化の課題解決	機会	超高齢社会における資産形成・資産運用ニーズの増加・拡大、人口減少社会を支える利便性の高いサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資産家向け融資平残 ■ 住宅ローン平残 ■ 個人預金平残 ■ グループ預かり資産残高
	リスク	少子高齢化等の社会構造の変化に伴うお客さまニーズの多様化・高度化への対応不足による競争力の低下	
人的資本経営と人権の尊重	機会	人的資本経営の実践や人権尊重への対応を通じた従業員やお客さま等との関係強化による競争力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 営業人員数 ■ 一人あたりソリューション収益 ■ 会社の総合的魅力 (従業員意識調査)
	リスク	ソリューションビジネスの担い手不足や人権侵害に起因する経済的・社会的制裁による競争力の低下	
デジタル社会の形成	機会	業務効率化による生産性の向上、非対面サービスや高度なソリューション提供ニーズの増加・拡大	■ 業務量削減
	リスク	デジタル化の進展への対応の遅れによる生産性の低下、異業種参入等による競争力の低下	
環境の保全・保護	機会	脱炭素社会やネイチャーポジティブへの移行に伴うビジネス機会の拡大、環境の保全を通じたステークホルダーとの関係構築・強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外部評価指標 ■ サステナブルファイナンス ■ 自社のGHG排出量削減
	リスク	気候変動対策や生物多様性保全に関するお客さまの支援不足に伴う事業基盤の損失	
地域経済成長への貢献	機会	産学官金連携による地域経済の持続的な成長	■ 地域社会の課題解決への取組件数
	リスク	人口減少や産業衰退等による地域経済の低迷	

図 3：横浜 FG のマテリアリティ⁴

1-6. サステナブルファイナンス等の目標

横浜 FG は、サステナブルファイナンス実行額（累計）の目標として「2030 年度までに 4 兆円」、環境分野ファイナンス実行額（累計）の目標として「2030 年度までに 2 兆円」を掲げている。顧客における脱炭素に向けた設備投資の増加等に伴う資金需要の高まりや新たな金融商品・サービス等のニーズを背景として、2024 年度の実績は、サステナブルファイナンス実行額（累計）が 3.0 兆円、うち環境分野ファイナンスが 0.9 兆円となった。横浜 FG は、今後も、顧客の課題解決に資するソリューションラインアップの充実をはかるとともに、顧客のニーズに合わせた最適なソリューションを提供することにより、目標達成に向けた取り組みを進めていく。

⁴ 横浜 FG ウェブサイト <https://www.yokohamafg.co.jp/shared/pdf/csr/sdgs-library/pdf-sustainability6.pdf>

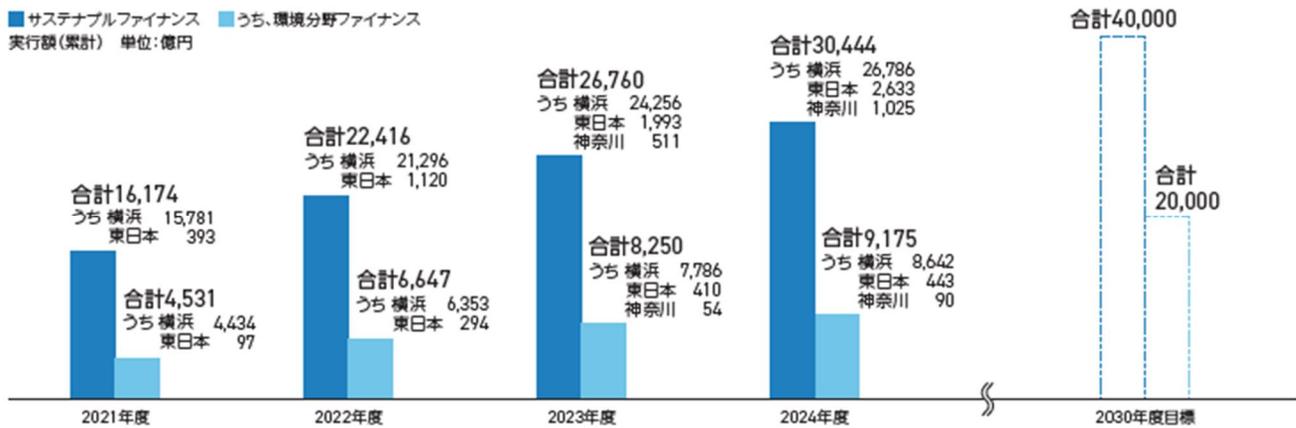


図 4：横浜 FG のサステナブルファイナンス実行額の目標⁵

2. 本フレームワーク作成の目的

持続可能な社会を実現するためのサステナブルファイナンスの推進を目指すとともに、預金者に対して社会環境課題の解決に貢献する機会を提供することを目的に本フレームワークが策定された。

横浜銀行は、2024年に「<はまぎん>ソーシャル定期預金～つながり、つむぐ～」⁶を組成しているが、今般の本フレームワークの策定により、預金商品におけるサステナブルファイナンス取り組みを更に推進する考えである。

⁵ 横浜 FG 「統合報告書 2025」

⁶ 資金使途が、横浜市の SDGs 認証制度 (Y-SDGs) の認証を取得した企業などへの融資に限定されている点が特徴である。

3. 本フレームワークの概要

3-1. 本預金の概要

本フレームワークに基づく本預金の取り扱いについて、将来にわたって繰り返し本預金を組成することが予定されている。また、本預金は円建て預金のみを対象としている。

3-2. ファイナンスにおける資金使途

本預金によって調達した資金は、以下に充当される。

- ・外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティ・リンク・ローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンス

以上を総称して「適格サステナブルファイナンス」とする。

本フレームワークで定める資金使途に関連する国際原則・ガイドライン等は表1のとおりである。

本フレームワークで定める資金使途	関連する国際原則・ガイドライン等
グリーンローン ソーシャルローン サステナビリティ・リンク・ローン ポジティブ・インパクト・ファイナンス	グリーンローン原則 ⁷ ソーシャルローン原則 ⁸ サステナビリティ・リンク・ローン原則 ⁹ グリーンローンガイドライン ¹⁰ ソーシャルボンドガイドライン ¹¹ サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン ¹² ポジティブ・インパクト金融原則 ¹³

表1：本フレームワークで定める資金使途と関連する国際原則・ガイドライン等

3-3. 本フレームワークにおける評価プロセス

横浜銀行営業戦略部は、本フレームワークに適合する融資を選定し、営業戦略部法人戦略企画・サステナビリティ戦略企画グループ長がその適合の確認を行う。

3-4. 本フレームワークにおける資金管理

横浜銀行営業戦略部は、本預金残高と、本フレームワークが対象とする融資残高（適格サステナブルフ

⁷ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

⁸ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Social Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

⁹ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Sustainability-Linked Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

¹⁰ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

¹¹ 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021年版」 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

¹² 環境省 「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

¹³ United Nations Environment Programme・Finance Initiative(UNEP FI) "The Principles for Positive Impact Finance" <https://www.unepfi.org/industries/banking/principles-for-positive-impact-finance/>

ファイナンス残高)を確認し、適格サステナブルファイナンス残高が本預金残高を上回る状態を維持するよう管理を行う。本預金残高が適格サステナブルファイナンス残高を超えた場合には、その超過分を現金または現金同等物で適切に管理し、可能な限り速やかに適格サステナブルファイナンスへ充当することで解消に努める。これらの管理により、預入期間を通じて調達資金の全額が適格サステナブルファイナンスに充当され続ける状態を確保する。

上記管理によって、預入期間において、本預金によって調達された資金の全額が本フレームワークの対象となる融資先に充当されている状態が維持される。

3-5. 本フレームワークにおけるレポートニング

横浜銀行は、営業戦略部が本フレームワークで示された内容に基づき適格サステナブルファイナンスをレポートニングする体制を整えている。また、本預金残高が存在する限り、適格サステナブルファイナンスから生じたインパクトについて、毎年3月末を基準日とし、毎年8月頃にレポートニングを実施する予定である。レポートは横浜銀行のウェブサイトで公開される。主な開示事項は以下のとおりである。

- 本預金の預入残高
- 適格サステナブルファイナンス分類別充当金額
- 本預金の預入残高が適格サステナブルファイナンスへの充当総額を超過していないこと
- 適格サステナブルファイナンス毎のインパクトによる貢献が期待される SDGs に係る 17 のゴール（一部のファイナンスに限る）
- その他、適格サステナブルファイナンス分類毎に発現が期待されるインパクトの定量的な指標（環境改善効果、社会的便益に関する定量指標、KPI の実績など）

II. 本フレームワークに係る適合性評価

JCR は、本フレームワークに基づいて組成される本預金が本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、以下の 4 つの評価項目から確認した。なお、本評価項目は、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る要素 1~4 に対応している。

1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。
2. インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。
3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。
4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

-
1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。

横浜銀行は、本フレームワークで定める資金用途を、外部機関から国際原則等に関する評価または第三者意見を取得した融資、すなわち適格サステナブルファイナンスに限定して充当する方針としている。

適格サステナブルファイナンスは、外部評価や意見書を通じて、環境改善効果や社会的便益が期待される点が確認されている。本預金による調達資金を適格サステナブルファイナンスのみに充てることを明確にしているため、本フレームワークはポジティブなインパクト創出を意図して設計されたものといえる。また評価取得の過程では、重大なネガティブインパクトの有無やその緩和策も検討されていると考えられる。

以上より、本資金用途は適切なネガティブインパクトの管理を前提に、ポジティブなインパクトを生み出す意図をもった商品設計となっている。

-
2. インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。

横浜銀行は、本預金による調達資金を、外部機関から国際原則等に関する評価または第三者意見を取得した融資、すなわち適格サステナブルファイナンスのみに充当する方針としている。評価取得の過程では、期待されるインパクトに関する事前評価やモニタリング体制が確認されていると考えられる。また、横浜銀行自身もこれらの評価結果を踏まえ、インパクトの発現状況を継続的にモニタリングするとしている。

以上より、本資金用途にはインパクト評価・監視が適切に実施される体制が整備されている。

3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。

本預金の充当先である適格サステナブルファイナンスについては、外部機関による評価または第三者意見が原則として公開されている。また、融資期間中に発現した環境改善効果や社会的便益、KPI・SPTの進捗などは、資金提供者向けに継続的に開示されている。横浜銀行は、これらの情報を参照し、本預金によって発現するインパクトを毎年のレポートイングを通じて公表する予定である。また、横浜銀行は預金者に対し、ウェブサイト上でレポートが公開される旨を預入時に案内することとしている。

以上より、本預金に関するインパクト評価およびモニタリング結果の情報開示が、適切に実施される体制が整備されていると言える。

4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

横浜銀行は、将来にわたり本預金を継続的に組成する方針であり、中長期的な視点から安定的な資金調達の実現を目指している。また、本預金の資金使途を適格サステナブルファイナンスに限定することで、社会・環境課題の解決に貢献できる点を明確に示し、その取り組みを積極的にアピールすることで預金量の拡大を図る考えである。

本預金は、横浜銀行が取り扱う通常の定期預金と同等の利息を提供するだけでなく、適格サステナブルファイナンスによって生じたインパクトを預金者へレポートイングする点が付加価値となっている。また、横浜銀行が本預金を継続的に組成していく意向を示していることから、預金者に対し中長期にわたって社会・環境課題の解決に参加できる機会を提供していく方針であることがうかがえる。

さらに、本預金は円建ての定期預金であるため預金保険制度の対象となり、中途解約の扱いも通常の定期預金と同様である。

以上より本預金は、中長期的に横浜銀行及び預金者双方に適切なリスク・リターンをもたらす設計となっている。

III. 結論

JCRは、本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

(担当) 佐藤 大介・葛 友樹

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、当該フレームワークに基づく預金によって調達された資金の充当によるポジティブな効果、又は充当された資金が環境・社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本預金により調達される資金が事業主体の設定する指標を達成する程度について、JCR は事業主体または事業主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるインパクトファイナンスにかかる各種のリスク (信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等) について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したフレームワークの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：預金フレームワークを策定する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうちの、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル